

韓国における乳幼児期の統合保育・教育の現状と課題

A Study of Inclusive Childcare and Early Childhood Education in South Korea: Current Situation and Issues

文学研究科教育学専攻博士後期課程在学

安 世 羅

An Sera

本研究では、韓国における保育園と幼稚園の乳幼児期の統合保育・教育の現状と課題を明らかにすることを目的とした。保育園と幼稚園ともに、統合保育・教育を実施している施設が毎年増えており、特殊教師と障がい乳幼児のための保育士の配置が求められている。しかし、管轄機関と施設類型によって統合保育・教育に関する規定が異なり、一般保育園と幼稚園の一般学級の場合、障がい児のための教師配置基準が設けられていない。特に、保育園での特殊教師の採用が課題になっており、そのため、保育園における「障がい乳幼児のための保育士」の役割が重要になっているといえる。また、統合保育・教育環境において、一般教師と障がい児のための教師間の連携が求められており、今後、保育士・教師間の連携や支援の仕方および統合保育における「障がい乳幼児のための保育士」が担うべき役割について検討を行いたい。

I. はじめに

共生社会に向け、統合保育・教育^{注1}の重要さが強調されている中、いまだ教育現場では障がいのある子どもと障がい^{注2}のない子どもへの支援についてたくさんの課題が残っている。特に、乳幼児の場合、年齢によって発達特徴の差が大きいため、発達年齢および発達特徴に合わせた細かな支援が重要であり、統合保育の環境では、このような細かな支援を踏まえ、さらに専門的な支援が求められている。

韓国では、乳幼児が通える保育・教育施設は幼稚園と保育園に分けられている。保育園の場合、保健福

注1 韓国の場合、「インクルーシブ保育・教育」ではなく、「障害統合保育・教育」という用語を用いている。本研究は、韓国を対象にしているため、韓国の状況に合わせて、「統合保育・教育」の用語を使用することにした。

注2 石井(2012)によると、「障害」という表記から現れる不快なイメージがあるため、最近の日本では「障がい児」や「障害児」という表記を使用する機会が増えていると指摘しており、本研究でもそのような傾向に合わせて、「障がい」という表記を用いる。ただし、引用した文献で、「障害」と表記された場合は、そのまま用いて表記する。

社部(日本の厚生労働省に相当)の管轄で、乳幼児保育法第27条によると、原則として0歳から就学前までの乳幼児を利用対象としているが、必要な場合、保育園の園長は満12歳まで延長して保育することができる(保健福祉部,2011)¹。その一方で、幼稚園は教育部(日本の文部科学省に相当)の管轄であり、幼児教育法第2条第2号によると、「幼稚園」とは、幼児の教育のため幼児教育法に基づいて設立・運営される学校」として規定しており、満3歳から就学前の年齢の園児を利用対象としている(幼児教育法,2012)²。また、保育園と幼稚園ともに統合保育・教育が行われており、それぞれ管轄機関が異なることから、統合保育・教育に関する制度や環境にも違いがある。つまり、統合保育・教育を受けているといっても、実際に通っている施設の統合環境によって、子どもにも与える影響にも差があると考えられる。そこで本研究では、韓国における保育園と幼稚園の乳幼児期の統合保育・教育の現状および教師配置などについて検討し、各機関による課題を明らかにすることを目的とする。分析資料としては、教育部と保育福祉部の統計資料および特殊教育法と障がい児童福祉支援法などの法律事項等を参考にした。

II. 保育園と幼稚園における統合保育・教育

前述したように、韓国では、保育園と幼稚園の管轄機関が異なっており、それに対する、統合保育・教育に関する法律事項および統合環境にも差がある。そこで、まずここでは、各施設による統合保育・教育の定義や機関数、在籍人数などの現状について述べる。

1. 保健福祉部による保育園の統合保育の現状

保健福祉部の管轄として、障がいのある乳幼児が在園している施設は、「一般保育園」、「障がい児専門保育園」、「障がい児統合保育園」3つに分けることができる(保健福祉部 a,2020)³。3つの施設とも障がいのない子どもも通うことができ、統合保育が行われている。その中で、「障がい児専門保育園」と「障がい児統合保育園」は、特殊保育の保育園として区分され、「障がい児童の福祉支援法」の第32条に基づき要件を満たし、市長・郡守・区庁長が、障がい乳幼児のための保育園として指定した施設である(保健福祉部 b,2020)⁴。

「障がい児専門保育園」は、12名以上の障がい乳幼児を保育することができる施設で、より障がい児の支援に力を入れた保育園である。それでも、統合保育のため、定員の40%まで障がいのない子どもと一緒に保育することができる施設である(保健福祉部,2021)⁵。次に、「障がい児統合保育園」は、3名以上の障がい乳幼児を保育する施設で、基本的に一つの統合クラスに3人の障がい児がいて、3人の障がい児を担当する障がい専門保育士と、一般保育士1人ずつの配置が義務になっている(例：障がいのある子ども3名、障がいのない子ども20名を障がい専門保育士1人と一般保育士1人で担当)(保健福祉部,2021)⁶。

この2つの保育園の場合、障がい児の在籍人数を含め、教師の配置や物理的環境などに関する条件を

韓国における乳幼児期の統合保育・教育の現状と課題

満たさないとはいけない。また、この 2 つの保育園に該当しないものの、障がい児が在園している施設を「一般保育園」として区分している。一般保育園の場合、障がい乳幼児のための保育園として認められていない施設であるため、障がい児の専門保育士の配置などに関する基準は設けられていない(保健福祉部,2020) 7。

この 3 つの保育園を保育統計(2020) 8に基づいて設立主体別^{注3} でみると、障がい児専門保育園の場合、全国 177 か所のうち、102 か所が社会福祉法人保育園で、46 か所が国・公立保育園である(この他に、法人・団体など：4 か所、民間：24 か所、家庭：1 か所がある)。

障がい児統合保育園は、全国 1,211 か所の中、半分以上である 980 か所が国・公立保育園で、次に民間保育園として 135 か所、社会福祉法人保育園 39 か所(この他に、法人・団体など：34 か所、家庭：11 か所、職場：10 か所、共同：2 か所がある)が設立されている。

最後に、障がい児が在園している一般保育園の 893 か所のうち、507 か所が民間保育園で、また家庭保育園が 144 か所、国・公立保育園が 116 か所、設立されている(その他に、社会福祉法人：63 か所、職場：33 か所、法人・団体など：26 か所、協同：4 か所がある)。

「障がい児専門保育園」の場合、社会福祉法人の設立が多く、「障がい児統合保育園」は、国・公立保育園、「一般保育園」は、民間で設立されているところが一番多い。このようにそれぞれ設立主体が違うことから、統合保育に関する援助にも差が生じる可能性もあり、設立主体による統合保育の現状についても検討する必要があると考えられる。

また、3 つの保育園の設立数および在園している園児の人数をみると、「一般保育園」の場合、2019年から2020年にわたって施設数が急減し、在園している障がい児の人数も持続的に減少している。「障がい児専門保育園」の場合、施設数と在園人数に大きな変動はみられない。それに対して、「障がい児統合保育園」は、毎年増設され、在籍している障がい児の数も少しずつ増えていることがわかる。

このような統計数値を通して、障がいのある子どもの保護者は、障がい児のための専門保育士や環境的な制度が設けられていない「一般保育園」より、障がい乳幼児のための保育園として指定されている「障がい児専門保育園」と「障がい児統合保育園」での在園を望んで、特に、障がい児と障がいのない子どもの統合保育に力を入れている「障がい児統合保育園」での経験を重視していると考えられる。

注³ 韓国の場合、保育園の類型を 7 つの設立主体別で区分している。

- ・国公立保育園：国や地方自治体が設置・運営している保育園
- ・社会福祉法人保育園：「社会福祉事業法」に基づく社会福祉法人が設置・運営する保育園
- ・法人・団体等保育園：各種法人や団体等が設置・運営する保育園で、大統領令で定める保育園
- ・職場保育園：事業主が事業場の労働者のために設置・運営する保育園
- ・家庭保育園：個人が家庭やそれに準ずる所に設置・運営する保育園
- ・協同保育園：保護者が組合を結成して設置・運営する保育園
- ・民間保育園：上記保育園に該当しない保育園

表1. 保健福祉部管轄の施設に通っている障がいのある子どもの数(人)

	一般保育園	障がい児 専門保育園	障がい児 統合保育園	計
2016年	1,635	6,158	4,079	11,872
2017年	1,462	6,161	4,066	11,689
2018年	1,345	6,239	4,189	11,773
2019年	1,247	6,301	4,568	12,116
2020年	1,064	6,206	4,959	12,229

* 保育統計より作成

表2. 障がいのある子どもが通っている一般保育園・
障がい児専門保育園・障がい児統合保育園の数(か所)

	一般保育園	障がい児 専門保育園	障がい児 統合保育園	計
2016年	1,342	177	911	2,430
2017年	1,219	178	946	2,343
2018年	1,109	177	1,000	2,286
2019年	1,038	176	1,100	2,314
2020年	893	177	1,211	2,281

* 保育統計より作成

2. 教育部による幼稚園の統合教育の現状

教育部の管轄として、障がいのある子どもが通える施設は、特殊学校の乳児部と幼稚部、幼稚園の特殊学級または一般学級、特殊教育支援センターがあり、その中で、統合教育を実施しているところは、幼稚園に限られている(教育部 a,2020) 9.

また、特殊教育法(教育部,2012)によると、「統合教育とは、特殊教育対象者^{注4}が一般学校で障がい類型・障がい程度による差別を受けることなく、同年代とともに個々人の教育的ニーズに適切な教育を受けること」¹⁰と定義されており、統合教育が行われている幼稚園の場合、学級によって統合類型に差がある。例えば、特殊学級は、特殊教育対象者の統合教育を実施するために、一般学校に設置された学級で(教育部,2012)¹¹、決まった時間のみ障がい児と障がいのない子どもと一緒に過ごし、それ以外は特殊学級で障がい児一人ひとりに合わせた支援を行う部分統合になっている。また、障がい児4人の当たり、1人の特殊教師の配置が義務になっている。

それに対して、一般学級は全日制の統合学級ともいい、障がい児と障がいのない子どもが、一日中、一緒に生活する完全統合で学級が運営されている。ただ、ほとんどの一般学級は特殊教師が配置されていない状況で、特殊教育法上の義務教育の条項による統合教育に関する事前準備が整えられていないまま、障がい児を受け入れている現状である(Lee et al.2012)¹²。韓国全体で、8,705カ所の幼稚園が設置されており(教育部 b,2020)¹³、そのうち統合教育を実施している幼稚園を特殊学級と一般学級に分けてみると、特殊学級がある幼稚園の場合、計898カ所のうち、国・公立幼稚園が896カ所で、私立幼稚園はわずか2カ所に過ぎない(教育部 a,2020)¹⁴。一方、一般学級がある幼稚園の場合、全体1,269カ所の中、公立幼稚園^{注5}が596カ所、私立幼稚園は673カ所で、私立幼稚園の方が多く、保育園のように、幼稚園も設立主体別によって抱えている統合教育の現状と課題に違いがあると考えられる。

また、特殊教育機関の数と在籍している障がい児の人数をみると、全体的に特殊学校の幼稚部、幼稚園、特殊教育支援センターに大きな変化は見られないが、幼稚園の特殊学級だけが毎年増設されており、在籍している障がい児の人数も増えていることがわかる。これらの数値を通して、幼稚園における障がい児の保護者は、障がい児のみ通っている特殊教育施設より、統合教育を実施し、特に特殊教師が配置されている特殊学級への在籍を望んでいるのではないかと推測される。それに対して、一般学級の在籍人数があまり減少していないことから、一般学級にも特殊学級のように、教師配置に関する制度が設けられる必要があると考えられる。

注⁴「視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、学習障がい、情緒・行動障がい、自閉性障がい(これに係る障がいを含む)、コミュニケーション障がい、健康障がい、発達遅滞」のいずれかに該当する人を特殊教育対象者として選定している。特殊教育対象者の場合、初等教育6年と中等教育3年までが義務教育である基本教育法とは違って、幼稚園・小学校・中学校および高等課程の教育までが義務教育になっており、専門科と3歳未満の障がい乳児の教育は無償としている。

注⁵ 幼児教育法第7条による幼稚園の種類は以下の通りである。

- ・ 国立幼稚園：国家が設立・経営する幼稚園
- ・ 公立幼稚園：地方公共団体が設立・経営する幼稚園(設立主体によって市立幼稚園と都立幼稚園に区分可能)
- ・ 私立幼稚園：法人または個人が設立・経営する幼稚園

表3. 教育部管轄の施設に通っている障がいのある子どもの数(人)

	特殊学校の幼稚部		幼稚園		特殊教育支援センター (乳児)	計
	乳児	幼児	特殊学級	一般学級		
2016年	162	938	2,504	1,744	494	5,842
2017年	148	948	2,763	1,726	401	5,986
2018年	164	944	3,058	1,628	418	6,212
2019年	157	929	3,422	1,638	375	6,521
2020年	123	918	3,866	1,752	316	6,975

*特殊教育統計より作成

表4. 障がいのある子どもが通っている幼稚部・幼稚園・センター機関の数(か所)

	特殊学校の幼稚部		幼稚園		特殊教育支援センター (乳児)
	乳児学級	幼稚部	特殊学級	一般学級	
2016年	24	124	557	1,222	199
2017年	21	122	714	1,343	199
2018年	26	125	740	1,332	199
2019年	28	127	814	1,353	198
2020年	28	133	898	1,274	197

*特殊教育統計より作成

表 5. 教育部・保健福祉部管轄の障がい乳幼児が通える施設

管轄	施設名		統合有無	定義
教育部	特殊学校の幼稚部		無	特殊教育機関として、特殊教育対象者に幼稚園の課程を教育する特殊学校および特殊学級
	特殊教育支援センター		無	特殊教育対象者の早期発見、特殊教育対象者の診断・評価、情報管理、特殊教育の研修、教授・学習活動の支援、特殊教育の関連サービス支援、巡回教育を担当する施設
	幼稚園	特殊学級	部分統合	特殊教育対象者の統合教育を実施するため一般学校に設置された学級
		一般学級	完全統合	特殊学級ではなく、障がい児が在籍している学級
保健福祉部	障がい児専門保育園		完全統合	障がい児童福祉支援法第 32 条による要件を備え、常時 12 名以上の障がい児(ただし、未就学障がい児 9 名以上を含む)を保育する施設の中、地方自治団体が指定した施設
	障がい児統合保育園		完全統合	障がい児専任教師を配置し、定員の 20%以内で障がい児終日クラスを編成・運営したり、未就学の障がい児 3 名以上を統合保育する保育園として、市・郡・区が指定した施設
	一般保育園		完全統合	「障がい児統合保育園」と「障がい児専門保育園」以外の保育園として、障がい児が在園している施設

*特殊教育法と障がい児童福祉支援法に基づいて作成

3. 統合保育・教育における教師配置の現状

統合保育・教育が行われている各施設で、障がい児を担当する教師の資格を、「特殊教師」と「障がい乳幼児のための保育士」に分けることができる。特殊教師の場合、教育部管轄の資格で、障がい乳幼児のための保育士は、保健福祉部管轄の資格である。また、特殊教師の資格の持つ者は、幼稚園と保育園で働くことができる半面、障がい乳幼児のための保育士は、保育園でのみ働くことが認められる資格である。このように、二つの資格に関する定義や条件などが異なっており、ここでは各施設で必要とされる障がい児のための教師の資格と教師配置の現状について述べる。

まず、障がい児童福祉支援法第 22 条によると、障がい乳幼児のための保育園は、障がい乳幼児に対す

る体系的な保育支援と円滑な就学のため、大統領令として決める資格を持つ「特殊教師」と、「障がい乳幼児のための保育士」などを配置しなければならないと規定している(保健福祉部,2013)¹⁵。特殊教師の場合、「初・中等教育法」による特殊学校の正教師2級以上の資格を所持している者で、障がい乳幼児のための保育士は、保育士2級以上の資格を所持し、特殊教育またはリハビリ関連科目を履修した者を意味する。統合保育の現状のところでも述べたように、「障がい児統合保育園」の場合、障がい児3名に対して1人の障がい児専門保育士の配置が義務になっており、一般保育士とのチームティーチングで統合学級が運営されている。ここでいう障がい児専門保育士は、特殊教師または、障がい乳幼児のための保育士を指すが、ほとんどの保育園では、特殊教師より障がい乳幼児のための保育士が配置されている。また、障がい児統合保育園に配置された障がい児専門保育士2人のうち1人は、特殊教師の資格を持つ者でなければならない。「障がい児専門保育園」も、障がい児3名当たり1人の障がい児専門保育士の配置が必要で、障がい児が3名を超過するたびに1人ずつ保育士を増員し、保育士3人のうち、1人は特殊教師でなければならない¹⁶。

2020年に出された保育統計によると、全国177か所の障がい児専門保育園に通っている障がい児は6,301名で、障がいのない子どもは718名が在籍している。また、統合クラスの保育士、特殊教師、治療師を含めた保育教職員は、2,690名で、そのうち1,099名が特殊教師である。障がい児統合保育園の場合、全国で1,211カ所が設立されており、4,959名の障がい児と84,321名の障がいのない子どもが在籍している。統合学級の保育士、特殊教師、治療師は1,804名で、そのうち802名が特殊教師で、障がい児学級、つまり、障がい乳幼児のための保育士は919名である(保健福祉部,2020)¹⁶。障がい児専門保育園と障がい児統合保育園における、障がい児学級の保育士と特殊教師の人数に大した差は見られないが、ここで注目したいのは、毎年減少している特殊教師の数に比べて、持続的に増えている障がい児学級の保育士の人数である。特殊教師の場合、完全統合で園児が園で過ごす時間が長い保育園と比べて、部分統合を行い、園で園児を預ける時間が短い幼稚園での就職を望む傾向があり、保育園で特殊教師を雇うことが容易ではない(Lee et al.2012)¹⁷。

一方、障がい児童福祉支援法によって2016年から順次的に実施されている障がい乳幼児のための保

注⁶ 障がい児童福祉支援法による特殊教師および障がい乳幼児のための保育士の配置基準の例示

- ・満3～5歳障がい児2名：障がい専任保育士1人
- ・満3～5歳障がい児3名：障がい乳幼児のための保育士1人
- ・満3～5歳障がい児4名：障がい乳幼児のための保育士1人、幼稚園課程の特殊教師1人
- ・満3～5歳障がい児9名、満2歳障がい児6名：障がい乳幼児のための保育士2人、幼稚園課程の特殊教師1人、障がい児専任保育士2人
- ・満3～5歳障がい児9名、満2歳障がい児9名：障がい乳幼児のための保育士2人、幼稚園課程の特殊教師1人、障がい児専任保育士2人、特殊教師1人

※障がい専任保育士：保育士の資格も持ち、障がい児保育の職務教育課程を履修した者

※障がい乳幼児のための保育士は幼稚園課程の特殊教師が代替可能、障がい児専任教師は特殊教師が代替可能

※満3～5歳の障がい児が複数の学級に編成された場合、障がい乳幼児のための保育士や幼稚園課程の特殊教師は満3～5歳の園児が含まれた学級に配置

韓国における乳幼児期の統合保育・教育の現状と課題

育士の配置は、毎年その数が増えつつ、統合保育における障がい乳幼児のための保育士の役割は、益々、重要になっているといっても過言ではない。しかし、「障がい乳幼児のための保育士」は、まだ新しくできたばかりの資格であり、特殊教師と比べると資格を取るための課程が簡単であるため、その専門性には若干の疑問が残されているともいえる。それでも、障がい児専門保育園と障がい児統合保育園が毎年増設され、統合保育を受けている障がい児も増えていることから、これからの障がい乳幼児のための保育士の役割について、さらに関心を持つ必要があると考えられる。

表 6. 保育園における保育教員の現状(人)

	専門保育園				統合保育園			
	保育士		特殊 教師	治療師	保育士		特殊 教師	治療師
	障がい児 クラス	その他			障がい児 クラス	その他		
2016年	810	277	1,279	501	544	9,011	827	58
2017年	836	297	1,269	528	558	9,535	833	64
2018年	916	319	1,204	551	610	10,266	809	72
2019年	948	400	1,185	567	720	11,772	821	87
2020年	1,029	414	1,099	562	919	13,630	802	83

* 保育統計により作成

表7. 幼稚園の特殊学級における教員の現状(人)

	特殊学級				
	特殊教師		一般教師	リハビリ 福祉教師	治療教育 教師
	1級	2級	特殊教師の資格未所持		
2016年	169	464	13	—	—
2017年	196	191	6	—	—
2018年	236	597	26	—	—
2019年	283	657	12	—	—
2020年	387	667	37	—	—

*特殊教育統計により作成

また、統合教育を実施している幼稚園の場合、特殊学級と一般学級によって教師配置の基準に違いがあり、特殊教育対象者が1人以上4人以下の場合、特殊学級として定められ、一つの特殊学級に1人の特殊教師の配置が求められる(教育法,2013)¹⁸。特殊学級に配置されている1,091名の教員のうち、特殊教師が1,054名で、特殊教師の資格を持っていない一般教師は37名に過ぎず、障がいのある子どもに対する専門性のある支援が行われているといえる。

しかし、幼稚園の統合教育の現状にも述べたように、一般学級の場合、特殊教師の配置に関する基準が整えられていないため、統合学級を担当する一般教師の負担が多く、障がい児と障がいのない子どもの支援に対する困難も少なくないと考えられる。

また、保育園と幼稚園で働いている特殊教師の数をみると、幼稚園の特殊学級は1,054名、専門保育園1,099名、統合保育園802名で、人数に対する大きな差はみられない。ただ、各施設における特殊教師の採用基準に違いがあり、国公立幼稚園の特殊学級の場合、私立幼稚園とは違って、国公立幼稚園の教員になるための任用試験(教員採用試験)の合格が前提となっている。

それに対して、保育園の場合、設立主体とは関係なく任用試験自体がないため、特殊教師の資格を持つ者なら特殊教師として働くことができる。以下、保育園と幼稚園における特殊教師・障がい乳幼児のための保育士の資格基準に関する詳細な内容を示した。

保育園における特殊教師および障がい乳幼児のための保育士の資格基準

あ. 一般原則

- ・「障がい児童福祉支援法」第 32 条による障がい乳幼児のための保育園は同法施行令第 5 条第 1 項の資格を備えた特殊教師および同法施行令第 5 条第 2 項の資格を備えた障がい乳幼児のための保育士を 2016 年 3 月 1 日から順次、配置すること
 - ＊(配置時期)就学していない満 5 歳以上の障がい乳幼児：2016 年 3 月 1 日から、満 4 歳の障がい乳幼児：2017 年 3 月 1 日から、満 3 歳の障がい乳幼児：2018 年 3 月 1 日から
- ・保育教職員の任命権者が特殊教師または障がい乳幼児のための保育士を採用する場合、該当の資格基準を備えた者を採用しなければならず、教職員の任免報告を受けた市長・郡守・区役所長は資格の適格性の可否確認を行う
- ・特殊教師の資格は園長または保育士資格とは異なり、保健福祉部長官による国家資格証の発行には該当しないため、保育園および市・群・区の役所に於いて資格の適格性の可否を確認し、無資格者が採用になる事例を防止する

い. 障がい乳幼児のための保育園の特殊教師の資格基準

1) 満 3 歳以上の障がい児対象の特殊教師

- ・「障がい児童福祉支援法」施行令第 5 条第 1 項の特殊教師の資格基準に従う

(あ) 資格の認定範囲

- ・「初・中等教育法」第 21 条第 2 項による特殊学校の正教師 2 級以上の資格(幼稚園課程のみ該当)を所持した者
- ・ただし、「障がい児童福祉支援法」施行令第 5 条の執行当時(2012.8.5)保育園に配置された特殊教師として保健福祉部長官が指定した機関で実施する職務教育課程を 2016.3.1 までに最終履修した者は、「障がい児童福祉支援法」施行令第 5 条による特殊教師の資格を充足したと認める(「障がい児童福祉支援法」附則の第 3 条及び同法の施行令附則第 2 条)

(い) 資格の適格性の判断基準

- ・教育部長官が発給する特殊学校の正教師 2 級以上の資格(幼稚園課程のみ該当)を所持した場合、資格の適格性を認める
- ・2012.8.5 当時、保育園に配置された特殊教師として経過措置による「障がい児童福祉支援法」施行令第 5 条の特殊教師の資格が認められている場合、職務教育課程の履修証明書を通して資格の適格性を認める

2) 満 0～2 歳の障がい児対象の特殊教師

(あ) 資格の認定範囲

- ・「満 3 歳以上の障がい児対象の特殊教師」の資格に該当する者
- ・「初・中等教育法」第 21 条第 2 項による教師資格基準の内、特殊学校の正教師 1 級及び 2 級、准教師の資格を取得した者
- ・「初・中等教育法」第 21 条第 2 項による教師資格基準の内、治療教育科目の特殊学校の実技教師の資格を取得した者(2007.10.26 以前に取得した者は実技教師の資格証の表示科目が治療教育、2007.10.26 以降に取得した者は実技教師の資格証の表示科目がリハビリテーション福祉である場合に限る)
- ・「高等教育法」第 2 条による大学など(大学院含む)で特殊教育またはリハビリテーション関連学科を専攻し卒業した者
 - ー特殊教育またはリハビリテーション関連学科を専攻し卒業した者とは、「障がい児童福祉支援法」施行規則による基本教科目および単位を履修し卒業した者を言う
 - ー教科目と名称が異なる場合にも「障がい児童福祉支援法」施行規則による類似の教科目を履修した場合でも基本教科目を履修したこととして認める

(い)資格の適格性の判断基準

- ・特殊学校の正教師,准教師,治療教育の科目の特殊学校の実技教師に対しては,教育部長官が発給する資格を所持した場合に資格の適格性を認める
 - ・「高等教育法」第2条による大学など(大学院含む)で特殊教育またはリハビリテーション関連学科を専攻し卒業した者に対しては,資格証憑書類の提出を受け,関連教科目の履修可否を確認し資格の適格性を認める
- *資格証憑書類:卒業証明書(共通),成績証明書(共通),類似の教科目の確認書(該当する者に限る)

う.障がい乳幼児のための保育士の資格基準

1)障がい乳幼児のための保育士の資格確認

- ・「障がい児童福祉支援法」による障がい乳幼児のための保育士の配置のため”障がい乳幼児のための保育士の資格確認書”を発給する

2)障がい乳幼児のための保育士の資格検定および資格確認書の発給手続き

- ・資格検定および資格確認書の発給機関:韓国保育振興院
- ・障がい乳幼児のための保育士の資格検定
 - －「障がい児童福祉支援法」施行令第5条第2項および同法の施行規則第12条の別表3による資格基準を備えているかの可否を申請者が提出した書類に基づいて審査し検定する
- *資格検定および資格確認書の発給関連の重要事項は保育施設従事者の資格検定委員会の審議・議決を通して決定する
- －障がい乳幼児のための保育士の資格検定に関する細部事項は「障がい乳幼児のための保育士の資格検定業務便覧」による
- ・障がい乳幼児のための保育士の資格確認書の発給
 - －障がい乳幼児のための保育士の資格基準を備え,資格検定に合格した者には「障がい乳幼児のための保育士の資格検定のための業務委託機関指定および資格検定の手続きなどに関する告示」別紙第3号の書式による資格確認書を発給する
- *資格確認書の申請および発給手続きは保育園の園長・保育士の国家資格証の申請および発給手続きと同一

3)障がい乳幼児のための保育士の資格要件

- ・「障がい児童福祉支援法」施行令第5条第2項の規定による資格基準を備える者
- ・1.「乳幼児保育法」第21条第3項による保育士2級以上の資格を所持した者
- ・2.保健福祉部令が定める特殊教育またはリハビリテーション関連教科目および単位を「高等教育法」第2条による学校で履修し,「単位認定などに関する法律」第7条によって認められた者
- ・特殊教育またはリハビリテーション関連教科目および単位の基準
- ・「障がい児童福祉法」施行規則第12条(別表3)の規定による特殊教育またはリハビリテーション関連教科目および単位を履修すること
- －2012.8.4.以前に編入または入学した者は8科目(16単位)以上履修
- －2012.8.5.以後に編入または入学した者は8科目(24単位)以上履修

*中央育児総合支援センター参考¹⁹⁾

幼稚園における特殊教育教師の資格

あ.特殊学校の正教師(1級)

- ・特殊学校の正教師(2級)資格を持ち,3年以上の教育経歴がある者で,一定の再教育を受けた者
- ・特殊学校正教師(2級)の資格を持ち,1年以上の教育経歴がある者で,教育大学院または教育部長官が指定する大学院で特殊教育を専攻して修士号を取得した者
- ・幼稚園・小学校または中等学校の正教師(1級)の資格を持ち,必要な補修教育を受けた者
- ・幼稚園・小学校または中等学校の正教師(2級)の資格を持ち,1年以上の教育経歴がある者で,教育大学院または教育部長官が指定する大学院で特殊教育を専攻して修士号を取得した者

い. 特殊学校の正教師(2級)

- ・教育大学および師範大学の特殊教育科を卒業した者
- ・大学・産業大学の特殊教育関連学科を卒業した者で,在学中に一定の教職課程を終えた者
- ・大学・産業大学の特殊教育関連学科を卒業した者で,教育大学院または教育部長官が指定する大学院で特殊教育を専攻し,修士号を取得した者
- ・幼稚園・小学校または中等学校の正教師(2級)の資格証を持ち,必要な補修教育を受けた者
- ・幼稚園・小学校または中等学校の正教師(2級)の資格証を持ち,教育大学院または教育部長官が指定する大学院で特殊教育を専攻し,修士号を取得した者
- ・特殊学校准教師の資格証を持ち,2年以上の教育経歴がある者で,一定の再教育を受けた者
- ・幼稚園・小学校・中等学校または特殊学校の准教師の資格証を持ち,2年以上の教育経歴がある者で,教育大学院または教育部長官が指定する大学院で特殊教育を専攻し修士号を取った者

*特殊教育法および初・中等教育法参考²⁰

Ⅲ. おわりに

本研究では,韓国における保育園と幼稚園の乳幼児期の統合保育・教育の現状と課題を明らかにするために,各施設の管轄機関である保育福祉部と教育部の統計資料や法律事項等を参考にして,検討を行った。

まず,保育園の場合,統合保育が行われている一般保育園の数は減少しており,障がい児専門保育園の数には大きな変化がみられないことに対して,障がい児統合保育園は毎年増設されていることがわかった。こうした背景には,保育現場において,統合保育に関する規定が詳細に定められており,より統合保育に力を入れている統合保育園の役割がより重要になっていることが考えられる。

また幼稚園の場合も,障がい児のみ通える特殊教育施設で在籍している障がい児より,統合教育が行われている幼稚園の障がい児在籍の人数が増えており,保育園と同じく,幼稚園の現場でも統合教育の実践が求められていると考えられる。しかし,幼稚園の特殊学級と一般学級における教師配置に関する規定は異なっており,障がい児のための教師配置基準が設けられていない幼稚園の一般学級と,障がい児専門保育園・障がい児統合保育園以外の一般保育園における教師・保育士の負担を減らし,より質的な統合保育・教育の実践のためには,補助教員の増員や統合環境のための規定を設ける必要があるだろう。

また,保育園の統合保育の場合,一般保育士と障がい乳幼児のための保育士のチームティーチングが

基盤になっており、幼稚園の特殊学級も統合教育を実施する場合、一般教師との連携が求められている。統合保育・教育を成功させるためには、保育士・教師間の協力が不可欠で、体系的な努力と支援が必要であり(Lee et al.2018)²¹、今後は、統合保育・教育現場の観察やインタビューなどを通して、保育士・教師間の連携や支援の仕方について検討したい。

最後に、保育園と幼稚園における障がい児専門教師の資格に関する基準も異なり、二つの機関ともに、特殊教師の需要に対して供給が追いついていないことが大きな課題になっているといえる。特に、保育園の場合、幼稚園より、給与や教師に対する待遇が劣悪化しているため、特殊教師の採用がさらに難しい状況である(Lee et al.2012)²²。そのため、保育園において「障がい乳幼児のための保育士」の存在が、益々重要になると考えられ、今後は「障がい乳幼児のための保育士」が担うべき役割についても検討を行っていききたい。

引用文献

- 1 保健福祉部(2011)「乳幼児保育法」
- 2 教育部(2012)「幼児教育法」
- 3 保健福祉部 a(2020)「2020年度保育統計」
- 4 保健福祉部 a(2020)「2020年度保育統計」
- 5 保健福祉部(2021)「2021年度保育事業案内」
- 6 同上
- 7 同上
- 8 同上
- 9 教育部 a(2020)「2020年度特殊教育統計」
- 10 教育部(2012)「特殊教育法」
- 11 同上
- 12 Lee, J., Kim, E., Eom, J., & Kang, K. (2012). An Investigation of Improved Methods of Support for Inclusive Childcare and Education for Young Children with Special Needs. *Korea Institute of Child Care and Education*, 1-161.
- 13 教育部 b(2020)「2020年度教育統計」
- 14 前掲(9)
- 15 保健福祉部(2013)「障がい児童福祉支援法」
- 16 前掲(3)
- 17 前掲(12)
- 18 教育部(2013)「特殊教育法」
- 19 中央育児総合支援センター(2013)『特殊教師・障がい乳幼児のための保育士』, http://central.childcare.go.kr/central/d1_30000/d1_30005/d1_30016/d1_30034.jsp (2021年8月15日アクセス)
- 20 法制処(2021)『特殊教育の教員』, <https://www.easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=1208&ccfNo=3&cciNo=3&cnpClsNo=1> (2021年8月15日アクセス)
- 21 Lee, S., Yoon, S., Lee, J., & Park, B. (2018). A preliminary study of developing a guidebook for preschool inclusion: Experiences and expectarions of preschool teachers implementing full inclusion. *The Korean Journal of Early Childhood Special Education*, 18(3), 33-57.
- 22 前掲(12)